

説明資料

(諮問第 480 号関係)

- ・ まかじき(中西部太平洋条約海域)

「まかじき（中西部太平洋条約海域）」の別紙 3 への追加について

1 趣旨

北太平洋まかじきの保存管理については、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成 17 年条約第 9 号）に基づく中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において、必要な措置（以下「保存管理措置」という。）が採択されている。

令和 6 年の WCPFC 年次会合においては、保存管理措置の内容が一部見直され、2025 年から 2027 年の間における暫定的な措置として、北太平洋まかじきの漁獲量について全体で 2,400 トンを超えないよう管理するため、各締約国等が 2000-2003 年の最大漁獲量から 60% 減とした数量を目安（※）に、漁獲量や漁獲努力量を制限する管理措置を実施し、同措置の内容を報告することが求められているところ。

締約国等	2000-2003 年の最大漁獲量から 60%減の数量（トン）
日本	1454.4
台湾	358.4
韓国	214.8
アメリカ	228.4
中国	68.8

（※）WCPFC 保存管理措置においては、①全体の漁獲実績が 2,400 トンを下回った場合の数量追加等の調整、②2,400 トンを超過した場合の保存管理措置の見直し等が規定されている。

上記見直しを踏まえて、保存管理措置の内容を国内法令で担保するため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条の規定に基づき、資源管理の目標、特定水産資源、管理の手法等を定める資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）について一部改正を行うこととする。

2 概要

我が国の直近年における本種の漁獲実績は、約 875 トン（令和 5 年）であり、また、直近 2 年間においても保存管理措置により定められた我が国としての漁獲管理の目安である数量を 600 トン弱下回っていることから、現状の許可の制限措置（許可隻数）等の公的措置が継続する限り、これを超えることは想定しがたいところ。

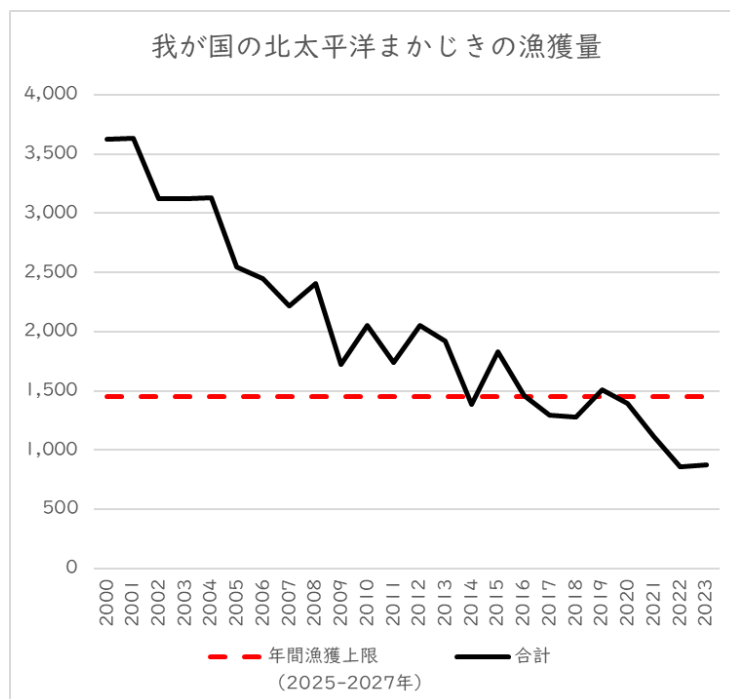
このため、資源管理基本方針の一部を改正し、北太平洋まかじきを漁獲する主要な漁業であるかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業について、許認可隻数を現状より増加させないこと等を定めることとする。

具体的には、別紙 3-36 を新設し、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項等を定める。具体的な内容については、別紙のとおり。

	別紙 3-36 まかじき（中部太平洋条約海域）
水産資源	まかじき（中部太平洋条約海域）
資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の 20 パーセントの値とする。
漁獲シナリオ	WCPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。
漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	WCPFCで決定されている保存管理措置を実施するため、当該水産資源を漁獲する主要な漁業であるかじき等流し網漁業（許可省令第 2 条第 10 号に掲げる漁業をいう。）及びかつお・まぐろ漁業（同省令同条第 12 号に掲げる漁業をいう。）において、許認可隻数を現状より増やさないこととする。加えて、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進する。

【参考１】我が国における北太平洋まかじきの漁獲量の推移（単位：トン）

年	定置網	流し網	はえ縄	その他	合計
2000	41	1,062	2,269	256	3,628
2001	51	1,077	2,322	186	3,636
2002	80	1,264	1,565	210	3,119
2003	41	1,064	1,858	162	3,125
2004	23	1,339	1,701	67	3,130
2005	28	1,214	1,231	70	2,543
2006	30	1,190	1,162	65	2,447
2007	21	970	1,171	58	2,220
2008	26	1,302	1,009	71	2,408
2009	17	821	809	73	1,720
2010	20	913	1,061	62	2,056
2011	30	347	1,306	58	1,741
2012	52	597	1,336	67	2,052
2013	39	336	1,496	53	1,924
2014	35	173	1,155	22	1,385
2015	37	287	1,441	64	1,829
2016	25	308	1,056	73	1,462
2017	28	241	977	51	1,297
2018	28	278	886	88	1,280
2019	29	241	1,140	100	1,510
2020	37	155	1,141	57	1,390
2021	31	95	909	77	1,112
2022	27	138	603	94	862
2023	27	138	616	94	875



※ ISC（北太平洋マグロ類国際科学委員会）による統計値

【参考２】

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の概要

1. 組織概要

WCPFCは、中西部太平洋におけるマグロ類の効果的な管理を通じて、中西部太平洋における高度回遊性魚類（カツオ、マグロ、カジキ類）資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保することを目的として設立された地域漁業管理機関である。

委員会の下部組織に科学専門委員会、技術遵守専門委員会及び北小委員会がある。北小委員会は、主に北緯20度以北の水域に分布する資源（太平洋クロマグロ、北太平洋ビンナガ、北太平洋メカジキ）の資源管理措置について本委員会に勧告を行う。

2. 設立条約

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約

* 条約発効：2004年6月19日

* 日本加入：2005年7月08日

3. 委員会メンバー

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約

サモア、フィジー、マーシャル、パプアニューギニア、ミクロネシア、キリバス、ソロモン、ナウル、豪州、クック諸島、トンガ、ニウエ、ニュージーランド、ツバル、韓国、中国、台湾、EU、フィリピン、フランス、日本、バヌアツ、カナダ、パラオ、米国、インドネシア（計24カ国＋EU、台湾）

* 事務局所在地：ポンペイ（ミクロネシア）

* 下線が北小委員会メンバー：条約区域の北緯20度以北に位置する、あるいは当該区域で漁獲を行っている委員会メンバー

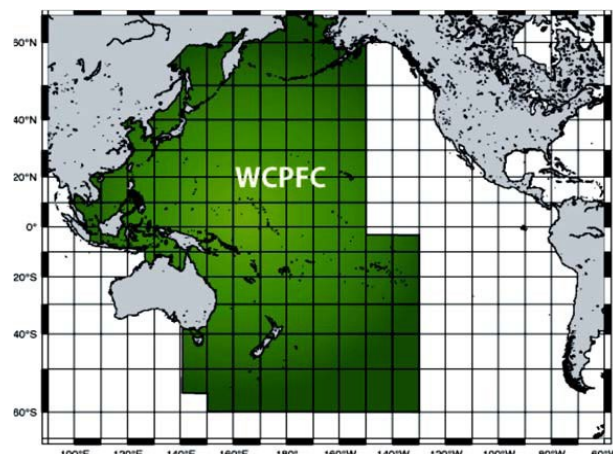
4. 条約区域

北半球は西経150度以西の太平洋水域（我が国周辺水域を含む。）

南半球は西経130度以西、東経141度以東、南緯60度以北の太平洋水域

5. 対象魚種

カツオ・マグロ類など高度回遊性魚種（クロマグロ、メバチ、カツオ、キハダ、ビンナガ、カジキ類、海洋性サメ等）



【参考 3】

北まかじきに関する保存管理措置（抜粋・仮訳）

CONSERVATION AND MANAGEMENT MEASURE FOR NORTH PACIFIC STRIPED MARLIN

Conservation and Management Measure 2024-06

北まかじきに関する保存管理措置

保存管理措置 2024-06

4. CCMs shall ensure that the total catch limit will not exceed 2400 metric tons of catch for each year between 2025 – 2027, which is based on a 60% reduction from the highest catch between 2000 and 2003. If CCMs cumulatively catch in excess of 2400mt in any given year, the measure will be reviewed the following year.

締約国等は、2025 年から 2027 年までの各年の漁獲上限の合計が 2000 年から 2003 年の最高漁獲量の 60%削減である 2,400 トンを超えないようにしなければならない。ある年に締約国等の全体の漁獲量が 2,400 トンを超えた場合、本措置はその翌年に見直しが行われる。

5. Japan, Chinese Taipei, Korea, United States, and China shall, respectively, ensure their annual catches of North Pacific striped marlin shall not exceed the annual catch limits in the table below, without prejudice to future agreements on allocation of TAC. Any CCM not included in the table below shall also ensure that its catch of North Pacific striped marlin does not result in an exceedance of the overall total catch limit of 2400 mt.

日本、台湾、韓国、米国及び中国は、それぞれ、下表の北太平洋マカジキの年間漁獲上限を超えないよう漁獲を管理しなければならないが、これは TAC のアロケーションに関する将来的な合意への影響を与えるものではない。下表に含まれない締約国等についても、自国の漁獲の結果として、北太平洋マカジキの全体の漁獲量が 2,400 トンを超えることがないようにしなければならない。

CCM	Annual Catch Limit
Japan	1,454.4
Chinese Taipei	358.4
Korea	214.8
United States	228.4
China	68.8
TOTAL	2,324.8

締約国等	年間漁獲上限
日本	1,454.4 トン
台湾	358.4 トン
韓国	214.8 トン
米国	228.4 トン
中国	68.8 トン
総計	2,324.8 トン

6. Any unused TAC from a given year will be placed in a reserve and be available for use by the CCMs in the table above in future years, as described in paragraphs 7 and 8 of this CMM. Each CCM will be able to use up to an additional 165 mt over its annual catch limit, so long as there is available catch in the reserve.

ある年の未使用 TAC は留保に組み込まれ、パラグラフ 7 及び 8 のとおり、上表の締約国等がその翌年以降に使用することができる。各締約国等は、使用可能な留保がある限り、165 トン分まで年間漁獲上限を超えて漁獲することができる。

7. In 2023, there was an 826 mt underage of the TAC of 2400 mt that will be available to CCMs fishing in 2025. Any underage from 2024 will be available to CCMs in 2026, and any underage from 2025 will be available to CCMs in 2027.

2023 年の 2,400 トンの TAC から 826 トンの未漁獲分があり、この 826 トンは 2025 年の締約国等の漁獲に使用できる。締約国等は 2024 年の未漁獲分は 2026 年に、2025 年の未漁獲分は 2027 年に使用することができる。

8. CCMs whose domestic authorities would require that they shut down their target fishery as a result of this measure shall receive preference in access to any available reserve.

本措置の結果として、国内当局がマカジキ対象漁業の操業停止を講じる必要が生じる締約国等は、留保分の使用を優先される。

9. Each flag/chartering CCM shall decide on the management measures required to ensure that its flagged/chartered vessels operate under the catch limits specified in paragraph 5 of this CMM, noting that previous examples of such measures have included effort reductions, gear modification and spatial management.

各旗国たる締約国等／チャーター国たる締約国等は、自国籍／チャーターした船舶が本保存管理措置のパラグラフ 5 に記載された漁獲上限に従い操業することを確保するために必要な管理措置を決定しなければならず、その際には以前示された措置の例として、努力量削減、漁具の改良、水域管理があったことに留意する。

10. Each year CCMs shall report in their Part 2 annual reports their implementation of this measure, including the measures applied to flagged/chartered vessels to reduce their catch, which may include, but is not limited to catch limits, gear modifications, size restrictions and/or spatial management, and the total catch taken against the limits established under paragraph 5.

毎年、各締約国等は、自国籍／チャーターした船舶に適用される漁獲を削減するための措置（漁獲上限、漁具の改良、サイズ制限及び／又は空間管理を含むが、これらに限定されない。）及びパラグラフ 5 に基づき設定された上限に対する総漁獲量を含め、本措置の実施について年次報告第二部で報告しなければならない。

【参考４】北太平洋まかじきについて



●英名及び学名

英名：Striped marlin

学名：*Kajikia audax*

●最大体長

下顎叉長：214cm

●分布

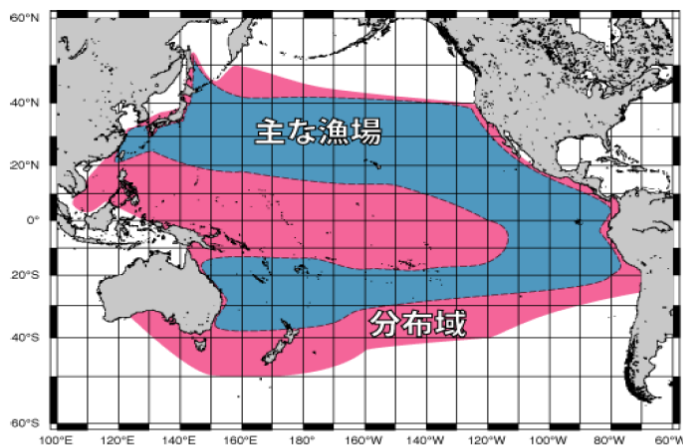


図 3. 太平洋におけるマカジキの分布域（桃色）と主要漁獲域（青色）

●利用・用途

刺身、寿司で生食されるほか、切り身はステーキや煮付け等利用される。

（写真及び文章は国立研究開発法人水産研究・教育機構「令和 6 年度国際漁業資源の現況」より抜粋）